

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日が休日には、当そ)

基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森脇耳鼻咽喉科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一の四	昭和五十二年七月二十二日

森本外科、脳神経外 科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一の四	昭和五十二年七月二十二日
宮田歯科医院	氣高郡青谷町青谷四〇四三の一	昭和五十二年七月五日

井上医院 佐治出張診 療所	東伯郡東伯町大字逢東 二二一〇	昭和五十二年七月十八日
森本外科、脳神経外 科医院	倉吉市新町三丁目一〇八一の四	昭和五十二年七月二十二日

須山医院	八頭郡佐治村加茂 六九一—十五	昭和五十二年七月一日
仮設境港日曜休日應 急診療所	米子市東町五六一 たまビル二階	昭和五十二年七月十一日

境港市元町一一三

昭和五十二年八月七日

鳥取県告示第五百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条の十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

鳥取県告示第五百五十三号

◇ 告 示

- ◆ 告 示 保険医療機関の指定
- 保険医療機関の指定の取消し
- 国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理の取消
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 米飯提供業者の業者登録
- 基本測量の終了
- 出納長の権限に属する事務の委任
- 危険物取扱者試験の合格者
- 調理師試験の実施

診療所の名称	所 在 地	指定の取消し年月日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二ノ二	昭和五十二年七月十五日

鳥取県告示第五百五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二条）第四十八条の規定に基づき、次の療養取扱機関の申出の受理を取り消したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地	食糧管理法施行規則（昭和二十一年農林省令第二百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。
鳥振第三三号 (新規)	五二、四、五	大 橋 隆 夫	因幡のしろうさぎ	鳥取市栄町五〇一	鳥取市	株式会社ミラベル風月 代表取締役 浦川信義
" 一四号	五二、六、二七	石 橋 田鶴子	茶 や	氣高郡青谷町大字青谷三、三四二	氣高郡青谷町大字青谷三、四一八	"
" 一五号	"	茶 や	ミラベル風月	鳥取市木町一ノ二〇八	鳥取市	"
八振第九号	五二、七、二二	田 中 月 子	デイスコ	鳥取市白兎浜六六一	大平ビル西館二F	鳥取市栄町六一九
" 一〇号	"	北 谷 俊 一	し と や	"	"	"
五二、四、一五	正 司 忠 夫	パラダイス	"	三四九一	"	倉吉市明治町一、〇三一の二八
倉振第一号	"	"	"	"	"	倉吉市八屋一五八の二

療養取扱機関名	所 在 地	申出受理の取消し年月日
岡本歯科医院	東伯郡東伯町浦安字下中坪一〇二ノ二	昭和五十二年七月十五日

鳥取県告示第五百五十六号

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

(一) 一二号	五二、七、五、森、下、邦、夫、一、休	東伯郡三朝町大字大瀬一、〇一三の三 東伯郡三朝町大字大瀬一、〇一四の一
(二) 一三号	"	船山少年自然の家
(三) 四号	五二、六、九、長谷川	給食協力会
(四) 五号	五一、七、一、田中	福田泰道
日振第三号	五四、二八	株式会社皆生グランドホテル 代表取締役社長 伊坂博
昭和五十二年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良(津	悟典燈夢詩	米子市皆生一、三一七ノ二一
地地区農業用用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めたの	寛サンフラワー	米子市両三柳四五三六ノ一六
で、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項	西伯郡中山町田中字釣野東	日野郡溝口町大内一、〇六九の五三
において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	九四九ノ一二	同上
昭和五十二年七月二十二日	鳥取県知事 平林鴻 三	日野郡溝口町大内一、〇六九の五三
一 縦覧に供する書類	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期	間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
二 縦覧に供する期間	昭和五十二年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良(模	市地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、
三 縦覧に供する場所	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項にお	いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。
四 異議の申出	昭和五十二年七月二十二日	昭和五十二年七月二十四日
日野町役場	鳥取県知事 平林鴻 三	鳥取県知事 平林鴻 三
昭和五十二年七月二十三日から二十日間	一 縦覧に供する書類	一 縦覧に供する書類
昭和五十二年七月二十三日から二十日間	二 縦覧に供する期間	二 縦覧に供する期間
昭和五十二年七月二十三日から二十日間	昭和五十二年七月二十四日	昭和五十二年七月二十四日
昭和五十二年七月二十三日から二十日間	昭和五十二年七月二十四日	昭和五十二年七月二十四日

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五十九号

昭和五十二年六月二十四日付けで日野町から申請のあつた土地改良(秋縄地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百六十号

土地改良事業計画書及び条例の写し
縦覧に供する期間
昭和五十二年七月二十三日から二十日間

昭和五十二年七月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年七月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

一 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県教育委員会文化課
文化係長 蔦井洋史

大阪ファイルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納事務
二 委任を受ける出納員

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 委任する事務

大阪ファイルハーモニー交響楽団演奏会入場料の収納事務
二 委任を受ける出納員

鳥取県教育委員会文化課
文化係長 蔦井洋史

川内 桂山の課題

留置用十一封へ印|印ふる回封用印|印十七回用印

公 告

昭和52年6月27日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次とおりである。

昭和52年7月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

橋崎 隆雄	郵上 英幸	景井 隼人	重森 富美雄	鈴木 敏彦	三島 由美子	角田 明	中野 寿人	藤谷 光正	山辺 世浪	橋谷 会見	小原 増原	西山 隆徳	智一 和行	昌徳 弘司
清水 紀美枝	森本 利美	清水 幸治	福田 直憲	西根 俊一	大橋 浩	辻 純一	吉田 優事	大脇 宏義	池田 世浪	若松 桥爪	晶司 泰治	若松 桥爪	若松 桥爪	高志 和也
井藤 光雄	井藤 進	伊田 昇	前田 清次	岩田 純一	坂本 誠	岩崎 正一	秀樹 善生	長見 敬三	山辺 世浪	高志 高志	高志 高志	高志 高志	高志 高志	豊男 光男
大谷 ミチヨ	有田 昌雄	前田 寿一	米村 年博	船木 親彦	船木 親彦	岩崎 正	春夫 小別所伯匡	敬三 小別所伯匡	橋谷 会見	河村 和彦	河村 和彦	河村 和彦	河村 和彦	昭和
高木 敦夫	川谷 行孝	西尾 清野	前田 幸広	永瀬 和夫	永瀬 和夫	官本 良博	渡部 健文	栗林 健文	本池 通昌	杉村 勝美	杉村 勝美	杉村 勝美	杉村 勝美	綱本 綱本
山本 勝雄	前岡 友市	前嶋 満徳	前田 武志	神谷 敏男	神谷 敏男	森下 清治	谷末 克也	森下 清治	田中 三郎	若槻 一郎	若槻 一郎	若槻 一郎	若槻 一郎	豊男 光男
浦野 悟悟	村島 勇	浜口 寛雄	小西 宏	中島 良雄	中島 良雄	森下 武	足立 篤崎	足立 篤崎	昭広 三郎	竹内 仁	竹内 仁	竹内 仁	竹内 仁	昭和
平井 世志一	福田 千紘吏	村田 義夫	小谷 幸人	田中 照幸	田中 照幸	佐川 武久	足立 龍雄	足立 龍雄	田中 三郎	宮崎 伸介	宮崎 伸介	宮崎 伸介	宮崎 伸介	昭和
和田 君之	西村 通弘	山根 一宏	山根 和明	田中 良弘	田中 良弘	佐川 武久	望月 保穂	佐々木 昭	木下 昌人	亨介 亨介	亨介 亨介	亨介 亨介	亨介 亨介	昭和
北尾 原	田中小夜美	中尾 修	竹内 国夫	中野 博和	中野 博和	池田 建二	永井 祐	竹田 新	田子 德田	和也 德田	和也 德田	和也 德田	和也 德田	昭和
理夫	中田 秀夫	松木 秀治	原田 章生	田中 勉	田中 勉	山本 雅人	高橋 孝二	坂東栄之輔	長谷川明男	勝部 勝部	勝部 勝部	勝部 勝部	勝部 勝部	昭和

(第三種郵便物認可) 昭和52年7月22日 金曜日 鳥取県公報

田中	寛	薦	幾雄	竹谷	和男	川上	昭博	酒嶋	治郎丸江美子
小原	敏夫	大塚	正	松島	典之	林原	光孝	川上	小村 芳生
神庭	愛明	奥田	忠文	岡田	俊作	岩崎	勝部	長谷川秋美	
佐藤	康平	阿部	孝二	和田	成政	藤尾	裕子	山田 光広	
三郎	角	省吾	田子衡治郎	福嶋	博実	井上	中村	石賀 真理	
大西	登美夫	清水	照雄	安藤	誠	古本	誠治	森下 幸樹	
矢田	登美夫	高畑	基	吉田	正彦	永井	収	山本 和典	
丙種危険物取扱者試験		若荷	利通	前田	義人	長見	浩	松村 和典	
		見生	利通	西尾	一博	遠藤	尚久	太田 太田	
		好仁	博美	中尾	省吾	林	寿和	西村 高田	
		孝雄	雅和	西村	勇治	佐藤	公彦	佐藤 康郎	
		満	幸一	浜谷	康郎	木下	信寿	木下 英俊	
		敏達	彰	坂本	義人	山本	邦彦	山本 中	
		義徳	彰	岸本	英俊	田中	邦彦	田中 順一	
		洋美	彰	今井	健一	森下	邦彦	北村 北村	
		克己	敏	木原	稔	田中	邦彦	木原 勝義	
		康裕	義	辰山	敏明	中村	順一	中野 北村	
		芳知	義	足立	裕二	兼光	香	年祐 北村	
		佐子	義	中村	憲行	澤	久喜	年祐 北村	
		雄	正	井上	憲行	甲平	武田	久喜 塩垣	
		正一	良雄	奥田	裕二	甲平	勝原	久喜 塩垣	
		仁志	正一	中村	憲行	澤	勝本	久喜 塩垣	
		芳久	良雄	井上	憲行	甲平	坂本	久喜 塩垣	
		哲雄	正一	山元	隆士	菅原	未雄	久喜 塩垣	
		徳丸	徳丸	大藤	靖彦	田中	光生	久喜 塩垣	
		圭子	圭子	石井	寿信	一朗	兼夫	久喜 塩垣	
佐々木春三		知育		湖山	知育	久信	浩二	久信 修	
		藏増			和文	修	孝澄	修	
						高行	岩根	高行 居川	
						居川	正博	居川 秋吉	
						吉田	正博	吉田 哲人	
						吉田	正昭	吉田 佐々木春三	
						知育	正司	知育 佐々木春三	
						岩根	勉	岩根 勉	
						高行	廣	高行 庄	
						居川	廣	居川 庄	
						吉田	昭	吉田 昭	
						岩根	保夫	岩根 保夫	
						高行	茂樹	高行 茂樹	
						居川	繁昭	居川 繁昭	
						吉田	福井	吉田 福井	
						岩根	茂樹	岩根 茂樹	
						高行	中原	高行 中原	
						居川	秀善	居川 秀善	
						吉岡	英明	吉岡 英明	
						高行	木山 広美	高行 木山 広美	
						井谷	和頬	井谷 和頬	
						小谷	和美	小谷 和美	
						森下	木山 広美	森下 木山 広美	
						一	井谷 弘道	一 井谷 弘道	
						沢井	和彦	沢井 和彦	
						和彦	哲朗	和彦 哲朗	
						池田	哲朗	池田 哲朗	
						猪山	誠	猪山 誠	
						岸本	道範	岸本 道範	
						村上	正則	村上 正則	
						山根	康司	山根 康司	
						相見	弘美	相見 弘美	
						百本	達也	百本 達也	
						松本	孝志	松本 孝志	
						米田	邦博	米田 邦博	
						山谷	憲一	山谷 憲一	
						高力	行夫	高力 行夫	
						大塚	賢次	大塚 賢次	
						堺崎	和幸	堺崎 和幸	
						清水	潤	清水 潤	
						長谷川	亮一	長谷川亮一	
						安達	秀夫	安達 秀夫	
						遠藤	明美	遠藤 明美	
						堺田	弘志	堺田 弘志	
						宮城	横山	宮城 横山	
						湯原	精一	湯原 精一	
						利宏	利宏	利宏 利宏	
						横山	利宏	横山 利宏	
						堺崎	中原	堺崎 中原	
						弘志	中原	弘志 中原	
						正弘	正弘	正弘 正弘	
						渡辺	隆	渡辺 隆	
						戸川	克則	戸川 克則	
						杉谷	靖宏	杉谷 靖宏	
						新原	克則	新原 克則	
						聰子	文子	聰子 文子	
						岩田	茂樹	岩田 茂樹	
						船森	秀善	船森 秀善	
						豊吉	秀善	豊吉 秀善	
						岩田	利雄	岩田 利雄	
						豊吉	利雄	豊吉 利雄	
						岩田	貞男	岩田 貞男	
						鶴田	貞男	鶴田 貞男	
						小原	保夫	小原 保夫	
						小原	保夫	小原 保夫	

徳岡 秀実	井澤 孝夫	永田 純子	岡本 晃尚	大崎 佳宏	
松本 隆徳	二宮 和男	田中 幸信	白根 元三	福原 実	
喜美田 勝	山浦 康正	荒木 順一	松本 勝也	秋葉 敬洋	
山形 久志	川上 直樹	後藤 修	徳岡 秀司	末次 浩司	2 試験の日時
谷口 義人	坂本 環	長尾 正史	井竹 伸一	宇田川 满	3 試験の場所
瀬川 明	加藤 恒治	木村 史郎	森 千津子	松原 心助	(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
小枝 真治	横田 武夫	細田 卓	細田 功	多賀 正清	(2) 倉吉保健所管内の受験者 倉吉市巣城279 鳥取県中部総合事務所
桑垣 薫	角 省吾	金川 博義	沢田かね子	石田千八子	(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所
小田原須恵子	河村 博	鍋倉 憲明	野口 寿	遠藤 勇	
土居 作造	影山 英雄				

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第3号に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

昭和52年7月22日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程

を終わった者

(4) 調理師法施行規則附則第3項各号の一に該当する者

2 試験の日時

昭和52年10月5日（水）午前9時から

3 試験の場所

(1) 鳥取、郡家及び浜村の各保健所管内の受験者
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

(2) 倉吉保健所管内の受験者
倉吉市巣城279 鳥取県中部総合事務所

(3) 米子及び根雨の各保健所管内の受験者
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(4) 県外に居住する受験者
上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

(6) 調理理論

5 受験手続

(1) 提出先

ア 県内居住者
住所地を管轄する保健所

- (2) **受験希望地を管轄する保健所**
提出書類
- イ 最終学校の卒業証書又は卒業証書の写し
 ヲ 卒業証明書等の氏名が、婚姻その他の理由により現在の氏名と異つている場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことと証する書類(別記様式2によること。)
 オ 写真(受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でライカ版紙3.5cm横2.5cmのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。)
- (3) **提出期間**
 昭和52年9月1日から昭和52年9月10日まで。ただし、郵送の場合は、提出期間内の消印のあるものは、有効とする。
- 6 **受験手数料及びその納付方法**
- (1) 受験手数料 2,000円
 (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- 7 携行品
 筆記用具及び受験票
- 8 その他
 (1) 受験者は、試験当日午前9時までに試験場に出頭し、係員の指示を

受けること。
 (2) 合格者の氏名を、試験後15日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者には合格証を交付する。

別記様式1**調理師試験受験願**

収入証紙 はり付け欄

調理師法第3条第1項第3号に規定する調理師試験を受けないので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

本籍	性別	男・女
現住所	郵便番号	
氏名	ふりがな	生年月日
最終学歴	学校名(中退の場合は、その前)	昭和 大正 年 月 日
現在の就業先	電話	昭和 年 月から 現在に至る。

別紙様式2

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者)

生年月日 明、大、昭 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地		電話
施 設 の 種 類	種類(該当のところに○印をつけること)		許可番号及び許可年月日 又は開設年月日	調理業務の内容(なるべく 具体的に記載すること)
	(飲食店関係営業) 1. 飲食店営業 2. 喫茶店営業 3. 魚介類販売業 4. そうざい製造業		(許可年月日) 年 月 日 (許可保健所名) 第 号	
	(給食施設) (1日 回 食) 1. 寄宿舎 2. 学校 3. 病院 4. その他 (事業所、社会福祉施設、きよう正施設、 自衛隊、給食センター等)		(開設年月日) 年 月 日	
	上記の施設で調理業務(調理 業務を本業とした場合の期間 に限る。)に従事した期間		昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	計 年 月
施設の廃業年月日		年 月 日		

昭和 年 月 日 証明者住所_____ 電話_____

地位_____ 氏名_____ ㊞

- 注 (1) 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人である場合、施設長が配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によって元の施設長がない場合は、調理師会等所属団体の長若しくは同業者が証明すること。
- (2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は印鑑届のしてある印を用い、印鑑証明を添付のこと。